

こども条例前文

解説：こども会議・市民会議で良いと思う他自治体の前文の例を伺ったところ富田林市が多かったため富田林市の形を参考にしました。

○ はじめに

この条例の主役は、こどもたちです。

解説：狛江市の前文で、「こどもの権利条約では権利の主体を子どもは大人と同じように権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させているとしています。また、若者会議でも「こどもが主役」といった内容の意見がいくつか出されました。

こどもの意見や思いを受け止めて、こどもたちにとって最も良いことは何かを考えてつくりました。

解説：子どもの権利条約第12条子どもの意見の尊重、第3条こどもの最善の利益をもとにしています。また、こども会議、若者会議、市民会議で、同様の意見がありました。

今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように1年ごとに見直しをしていきます。

解説：多くの自治体で、条例を策定して終わりではなく、その後の評価や検証を行っています。また、こども会議、市民会議で条例策定後にも検証をして、アップデートしていくことを求める意見がありました。子どもの権利条約では第42条で大人やこどもに広く知らせるよう定めています。

○ みんなの願い

①～自分らしさ・個性・挑戦・失敗が認められ意見が尊重されること～

- ・ みんな同じでなくていい。こどもが自分らしく生きる権利を大切にしたい。
- ・ 周りとはべないで、一人一人の個性を大切にして1人の人間として認めてほしい。
- ・ どんなことも、ただ否定するんじゃなくて理由や事情を聞いて理解してほしい。
- ・ こどもがこどもらしくできるようにしてほしい。

解説：こども・若者・市民会議で、自分らしさや個性を受け入れて欲しいとの意見が多くありました。子どもの権利条約では第6条で可能な限りよい形で成長できるようにしなければならない

とされています。また、第13条で表現の自由が認められています。

- ・どんな道を選んでも、応援してほしい。(はじめからできないと決めつけてほしくない。まずやってみたい。挑戦したい。)
- ・こどもの将来とかを大人は勝手に決めないで、話し合い、応援してほしい。
- ・こどもを放置したり過干渉せず、子どもの選択を支えてほしい。
- ・失敗しても私たちにとっては宝物だから、責めてほしくない。
- ・大人がこどもの選択を潰すんじゃなくて、未来を作る手助けをしてほしい。(自分にできることはやるけど、ひとりでできない事は手伝ってほしい。)
- ・子どもの頃に認められると大人になった時の自信につながる。子どもの頃に否定されると大人になったときの不信につながる。否定しないでほしい。

解説：こども・若者・市民会議では、子どもの挑戦や失敗を受け入れて応援して欲しいとの意見が多くありました。子どもの権利条約では第3条でこどもの最善の利益、第6条で可能な限りよい形で成長できるようにしなければならないことが謳われています。また、第13条で表現の自由が認められています。

- ・こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい

解説：こども・若者・市民会議では、こどもの意見を否定せず聞いて、受け入れてほしいという意見がありました。子どもの権利条約では第12条でこどもは意見を自由に言えて、大人はその意見をしっかり受け止めるよう定められています。

②～安心安全・まちづくり・社会環境～

- ・こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。
- ・市全体となって子どもを見守ってほしい。
- ・犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。
- ・あらゆる差別を無くしてほしい。

解説：こども・若者・市民会議では、こどもが犯罪やいじめ虐待暴力等に合わないようにして欲しいという声が多くあがりました。また、安全安心に生活したい、差別を無くしてほしいという声もありました。子どもの権利条約では第6条で生きる権利、第19条であらゆる形態の身体的・精神的な暴力・虐待からの保護、第2条で差別の禁止が謳われています。

・家の中でも外でも、大人もこども同士でも、こどものプライバシーを守ってほしい。

解説：こども会議で、こどもも大人もこどものプライバシーを守って欲しいとの声がありました。子どもの権利条約では第16条ですべての児童のプライバシーが守られなければならないとされています。他者からの侵害だけでなく、家族や身近な大人からも侵害される場合があるため家の中と外という文言を加えました。

- ・ごみのないきれいなまちにしたい。
- ・青梅の自然を大切にしたい。

解説：こども会議、若者会議で、ごみのないまちについて、市民会議では青梅の自然を大切にすることについて意見がありました。子どもの権利条約では、ごみや自然についての言及はありませんが、ゴミが比較的少なく自然が豊かな青梅らしい内容であるため掲載しました。

③～居場所～

- ・得意なこと好きなことに思いっきり熱中したり、友達とおしゃべりしたりできる場所をつくってほしい。
- ・家以外で、子供が大人と関わる場所がほしい。
- ・大人目から離れたこどもだけの場所がほしい。
- ・家や学校以外で安心できるような場所を増やしてほしい
- ・夜間の居場所もほしい。

解説：こども・若者・市民会議で、居場所の意見が多く出ました。子どもの権利条約では、居場所について直接的な言及はありませんが、第31条でこどもが休んだり、自由に使える時間（余暇）を持ったり、年齢に応じた遊びやレクリエーションを行う権利を認めています。青梅市では、令和7年3月に令和7年度～11年度のこども計画をとりまとめ、多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくりを基本施策の一つとしており今後、居場所を整備するにあたって参考にします。

④～学校・教育～

- ・ 様々な体験、経験ができるようにしてほしい。
- ・ 自分のペースで学ばせてほしい。(休みたいと思った時には休めるように、他の人と比べたりしないで自分のペースで。)
- ・ 学校で得意なことを活かせる場をもうけてほしい。(小さい頃に自分が一番になったり、中心になって活動ができる場) こども時代の成功体験が重要。現状スポーツ、勉強、委員会ぐらいしかない。

解説：こども会議、若者会議では、学校や教育について様々な経験ができることや、自分のペースで学べる事、自分の個性を活かせる場を設けてほしいなどの意見が出ました。

⑤～いっぱい遊んでいっぱい休む～

- ・ こどもには遊んだり休んだりする権利がある。その権利を大切にしてほしい。
- ・ 今日を全力で遊ばせてほしい。
- ・ 十分に休みが取れるようにしてほしい。
- ・ ゆったりゆっくり時間が流れる青梅時間をつくってほしい。

解説：若者会議や市民会議では遊びや休みに関する意見が出ました。子どもの権利条約では、第31条でこどもが休んだり、自由に使える時間（余暇）を持ったり、年齢に応じた遊びやレクリエーションを行う権利を認めています。